四三	関税率表第五四〇二・二〇・二〇号の(一)、第五四〇二・二〇・二〇号の(二)、第五四〇二・二〇・三〇号の(一)、第五四〇二・二〇・三〇号の(二)、第五四〇二・九〇・一〇号の(一)、第五四〇二・九〇・二〇号の(一)、第五四〇二・九〇・三〇号の(一)、第五四〇二・九〇・三〇号の(二)、第五四〇二・九〇・四〇号の(一)、第五四〇二・九〇・四〇号の(二)、第五四〇二・九〇・五〇号の(一)、第五四〇二・九〇・五〇号の(二)、第五四〇二・九〇・六〇号の(一)、第五四〇二・九〇・六〇号の(二)、第五四〇二・九〇・七〇号の(一)、第五四〇二・九〇・七〇号の(二)、第五四〇二・九〇・八〇号の(一)、第五四〇二・九〇・八〇号の(二)、第五四〇二・九〇・九〇号の(一)、第五四〇二・九〇・九〇号の(二)又は第五四〇二・九〇・九〇号の(三)に掲げる物品のうち関税率表第五四〇二・四四号の(一)に掲げる物品（ポリエステルのものに限る。）及び関税率表第五四〇二・四四号の(二)に掲げる物品のうち関税率表第五四〇二・四四号の(一)に掲げる物品（ポリエステルのものに限る。）以外のもの	中華人民共和国
四五	関税率表第五四類に掲げる物品（第四三項及び第四四項に掲げるものを除く。）及び関税率表第六〇四・九〇号の一の(二)のB又は三に掲げる物品	中華人民共和国
六四	関税率表第七一一七・一一号、第七一一七・一九〇号の一の(一)に掲げる物品及び関税率表第九七〇一・一〇号の九号、二の(一)に掲げる物品	中華人民共和国

二　輸入額等が限度額等を超えることとなった月　平成二十一年六月

○国土交通省告示第一号

独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第七条第十三項の規定に基づき、同項の主務大臣が定める債務及び当該債務の償還期限を次のように定めたので、告示する。

平成二十一年七月三十一日

財務大臣　与謝野　馨

国土交通大臣　金子　一義

独立行政法人住宅金融支援機構法附則第七条第十三項に規定する主務大臣が定める債務は、政府が次の表の貸し付けた日の欄に掲げる日に貸し付けた資金に係る債務（同条第五項に規定する既往債権管理勘定に属するものに限る。）で平成二十一年七月三十一日におけるその未償還元金が同表の未償還元金の欄に掲げる金額であるもののうち、同表の償還額の欄に掲げる金額であるもののとし、同条第十三項に規定する主務大臣が定める日は、同表の償還期限の欄に掲げる日とする。

貸し付けた日	未償還元金	償還額	償還期限
平成六年十一月十五日	四千二百六億四千万円	三千億円	平成二十一年八月三日

附　則

本則の表未償還元金の欄に掲げる金額から償還額の欄に掲げる金額を差し引いた金額である債務の償還期限については、なお従前のとおりとする。ただし、当該債務の償還期限については、独立行政法人住宅金融支援機構法附則第七条第十三項の規定に基づき、別に主務大臣が財務大臣と協議して定めることを妨げない。

○環境省厚生労働省告示第二号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十一年七月十七日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十一年七月三十一日

厚生労働大臣　舛添　要一

環境大臣　斉藤　鉄夫

1　承認番号　09―36Ｖ―0003

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	三重大学医学部附属病院　病院長　内田　淳正 三重県津市江戸橋二丁目174番地
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	ＨＬＡ―Ａ2402拘束性ＭＡＧＥ―Ａ４を特異的に認識するＴ細胞受容体α鎖及びβ鎖を発現し、Gibbon　ape白血病ウイルスのenv蛋白をヘンベロープに持つ非増殖性の遺伝子組換えモロニーマウス白血病ウイルス（ＭＳ―bPa）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	治療施設におけるヒト遺伝子治療を目的とした使用、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	治療施設の所在地　三重県津市江戸橋二丁目174番地 治療施設の名称　三重大学医学部附属病院 (1)　ＭＳ―bPa溶液は、容器に密閉され、凍結状態で治療施設に輸送し、施設内のＰ２レベルの実験室（以下「Ｐ２実験室」という。）内の冷凍庫に保管する。 (2)　凍結状態のＭＳ―bPa溶液の融解、希釈及び分注操作は、Ｐ２実験室内の安全キャビネット内又はＰ２実験室内で閉鎖系にて行う。患者リンパ球へのＭＳ―bPa導入操作、ＭＳ―bPa導入細胞の培養その他のＭＳ―bPa希釈溶液及びＭＳ―bPa導入細胞の取扱いも同様にＰ２実験室内の安全キャビネット内又はＰ２実験室内で閉鎖系にて行う。ＭＳ―bPa希釈溶液及びＭＳ―bPa導入細胞の保管は、Ｐ２実験室内の冷蔵庫、冷凍庫又は培養器にて行う。なお、ＭＳ―bPa希釈溶液若しくはその凍結品又はＭＳ―bPa導入細胞を、開放系区域を通って他のＰ２レベル区域に運搬する場合には、密閉した容器に入れ、容器の落下や破損を防止するために当該容器を箱等に入れ運搬する。 (3)　ＭＳ―bPa溶液（希釈溶液を含む。）又はＭＳ―bPa導入細胞を廃棄する際には、滅菌処理（高圧蒸気滅菌処理又は0.5％次亜塩素酸ナトリウム溶液への２時間以上の浸漬処理による。以下同じ。）を行った後、三重大学医学部附属病院で定められた医療廃棄物管理規程（以下「医療廃棄物管理規程」という。）に従い廃棄する。 (4)　被験者に対するＭＳ―bPa導入細胞の投与は、環境中への拡散防止措置を適切に執った陽圧でない個室（以下「個室」という。）内において輸注により行う。なお、投与時にＭＳ―bPa導入細胞に直接接触する注射針、注射器、チューブ等の器具等は使い捨てとし、適切に滅菌処理を実施した後、医療廃棄物管理規程に従い廃棄する。なお、これらの滅菌処理を個室外の区域で行う場合には、二重に密閉した容器に入れて運搬する。 (5)　投与後３日まで、被験者を個室内で管理する。検査等の理由で被験者が一時的に個室外の開放区域に出る場合には、マスク及びガウン着用等のウイルス漏出予防措置を義務付ける。 (6)　個室内における管理期間中の被験者の血液及び体液は、その都度適切に滅菌処理を行い、医療廃棄物管理規程に従い廃棄する。また、被験者の尿及び糞便等の排泄物は、投与翌日以降に行われる被験者の血液を用いたポリメラーゼ連鎖反応法試験にて自己増殖能を獲得したレトロウイルス（以下「ＲＣＲ」という。）の存在が否定されるまで、適切に滅菌処理を行い、医療廃棄物管理規程に従い廃棄する。なお、これらの滅菌処理を個室外の区域で行う場合には、二重に密閉した容器に入れて運搬する。また、臨床検体として使用する被験者の排泄物等の取扱いは、ＭＳ―bPa溶液及びＭＳ―bPa導入細胞の取扱いに準ずる。